

回答書

2017年6月30日

平成29年6月22日付の貴文書「通知書」拝受しました。当社代表取締役佐藤隆信宛の通知ですが、その内容は当社が運営する政治経済情報サイト『フォーサイト』（以下、本サイト）のアップロードされた『「解約殺到」でも『奇っ怪買収』で拡大する『脱毛エステ』の危うさ』と題した記事（以下、当該記事）に関するものであることから、当該記事を執筆し、また本サイトの編集長である私、内木場重人が回答いたします。

なお、通知書は当該記事についての抗議の内容であるところ、本サイトでは私の氏名、肩書を記載しているため、通常であれば記事に対する抗議は筆者及び編集責任者になされるものながら、私および編集部にはなんらの申し入れもないままこうした通知書が出されたことに、まずもって奇異な印象を受けております。

それはともかく、まずご指摘の第1項目について、通知書では「あたかも問題がある異常な買収方法であるかのような記載」とありますが、当該記事を精読されればお分かりの通り、貴社の行った一連の企業買収について、その手法を貴社や買収対象会社などの公開資料に基づき、あくまで「事実」についてそのまま記述し、「不透明さ」を感じる部分、たとえば「不二ビューティ」買収に際して手法を数日で変更した点や、相殺した不動産の評価について根拠説明が乏しい点などを前提として、貴社の株主関係者、市場関係者、また貴社が展開するエステの顧客などが一般的に受ける印象、受け止め方の表現として「奇術的」「錬金術的」「奇っ怪」という言葉で分かりやすく表現したもので、記事にて記載をした事実経過を前提にした「奇っ怪買収」や「奇術的買収」という意見論評は、合理的であると考えます。

また、第2項目について、「解約殺到」「構造的な問題」という表現が「虚偽の内容」とのご指摘ですが、「ミュゼプラチナム」「コロリー」については、どちらも各旧社において「解約殺到」したのは紛れもない事実であり、その原因は営業、運営のシステムに「構造的な問題」があったためであることも紛れもない事実であり、それがために両社とも現実に破綻し、火傷などの身体的な被害、返金されないなどの金銭的被害を極めて広範囲な多数のお客様に及ぼし、社会的にも大きな負の影響を与えたこともまた紛れもない事実であります。そうした根拠については、当該記事でも示してありますが、私が2年前に「ミュゼプラチナム」について4回にわたって記事にしてきた通りであり、それらの記事で私が指摘した通りに事態は進展し、最終的に同社は破綻に至ったわけです。

当該記事の冒頭でも例示してある通り、貴社運営のエステについてはいまでも多くの「被害者」の方々が解約にまつわる被害を訴えています。通知書には「例年よりも減少している傾向」とありますが、そもそも「解約などない」と断言できているわけでもなく、現象の傾向にあるから、という一事をもって当該記事が虚偽であると指摘されることに、むしろ驚き呆れるとともに、顧客であった被害者の方々の心情をまったく考慮していない考え方としか受け止められず、そうした姿勢には強い憤りさえ感じます。

さらに第3項目については、『たかの友梨ビューティクリニック』の経営が悪化していたことは、当時も様々な報道で周知のことであり、顧客の方々の間でも不安の声が高まっていたことも公知のことです。

そして第4項目については、貴社の各ブランドごとの広告やその内容について、それらに記載されている事実即して記述したままであり、実際に貴社ブランドのサービスを利用して疑問に感じた顧客の方々が多数いるという事実にも鑑み、記述したままであります。事実、「コロリー」の前身である「エターナル・ラビ

リンス」における広告内容は「違法」という判断を行政当局から認定され、この種の行政処分としては極めて重い処分を受けたものです。それらの内容を全体的には踏襲する形で、部分的に表現を巧妙に変えて現在も利用し、注意書きのような文言は目立たぬよう文字を小さくしたり配置を凝らしたりという手法で、顧客や消費者に対して誠実な広告とも思えない、という印象を多くの消費者が受けている事実があることも鑑みての記述です。

最後に5項目ですが、貴社の沼田英也社長が、現に暴力団、反社会的勢力と認識承知していた人物と金銭を介した取引をしていたことは紛れもない事実であり、ご本人も貴社の回答でも認めていることです。その事実について、貴社回答では「違法性がない業務上の行為であったと認識」とありましたが、すでに問題とされるゴルフ場をめぐる取引が行われた2007年の数年前から、暴力団および反社会的勢力と企業関係者との取引について社会問題化しており、それがために2003年以降、順次、全国各都道府県単位で「暴力団排除条例」が定められていったことは周知の通りです。その暴排条例は、暴力団構成員および反社会的勢力関係者との間での「事業の契約」「金銭の貸借関係」などを禁じています。沼田社長の当時の行為が純然たる「違法」行為でなかったとしても（もちろん、当該記事でもそうした記述は一切しておりません）、取引相手が暴力団構成員、反社会的勢力と明確に認識していたのであれば、本来、正当な企業人としては、その時点で取引そのものも行うべきでないことは言うまでもないことでしょう。にもかかわらず、前述のような「違法性がない」という認識だったのだから何が悪いのだ、それを記述することが不当であるのご指摘には、かかる行為についての反省もなく、むしろ正当化しようとの姿勢すら感じられ、上場企業の経営者としてそうした考え、姿勢に大いに疑問を抱かざるを得ません。

以上の通り、当該記事は通知書でご指摘されるような、意図的に虚偽を記載して貴社の信用を毀損したものとはお考えしておりません。加えて、通知書では、当方の送付した質問書に回答の締め切り日時を記載してあったところ、その締め切り前に記事をアップロードしていたことも問題視しておられます。しかしながら、貴社からの回答は締め切り日より前日の6月20日18:49に私宛のメールにて受信しております。従って、回答を受けてからも確認の時間は十分にあり、現にアップロードはその翌日であるため、何ら問題ではありません。

そもそも、本件問題につきましては、前述しました通り、私はすでに2年前の時点で4回の記事を執筆していますが、それぞれの際も、綿密かつ十分な取材を行ってきました。その問題は、被害額だけでも500億円を超える巨額のものであり、大きな社会的問題でもありましたので、その後も今日に至るまで継続的断続的に取材を続けてきたものであるため、「杜撰な」などとした通知書のご指摘はまったく当たりません。

むしろ、前述した過去4回の記事の際、それぞれ詳細な取材経過を踏まえた質問書を旧ミューゼ社にその都度ぶつけてきましたが、一切の説明回答もなく、記事掲載後の反論抗議もありませんでした。そして事実、記事通りの問題を抱えて破綻したことはすでに述べた通りです。

これらの経緯も踏まえ、かかる社会的問題については綿密かつ十分な取材による記事をアップロードすることは、報道機関の使命であると考えております。

よって、通知書でのお申し入れには応じられません。

以上

(株)新潮社
「フォーサイト」編集長
内木場 重人

